

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 15 日

申請者	フリガナ 氏名又は名称	ぞうぞう こうしや
住所		株式会社 創造工舎
フリガナ 代表者氏名		〒634-0812 奈良県橿原市今井町4丁目11番17号
電話番号		代表取締役 阪本兼行
FAX番号		TEL 0744-29-2090 FAX 0744-25-6640
メールアドレス		info@sozokosha.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	11	者
----------------	----	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4 年 6 月 15 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

株式会社 創造工舎
〒634-0812 奈良県橿原市今井町4丁目11番17号
代表取締役 阪 本 兼 行

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	しょうぞうこうしゃ 株式会社 創造工舎		
住 所	〒634-0812 奈良県橿原市今井町4丁目11番17号		
フリガナ 代表者の氏名	いかもと かねゆき 代表取締役 阪 本 兼 行		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
監査役 退任	岩生 義宣	監査役 設置 ↓	年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 6 月 20 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 創造工舎

住 所

〒634-0812 奈良県橿原市今井町4丁目11番17号

代表者氏名

代表取締役 阪 本 兼 行

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市今井町四丁目11番17号
株式会社創造工舎

会社法人等番号	1500-01-010622
商号	株式会社創造工舎
本店	奈良県橿原市今井町四丁目11番17号
公告をする方法	奈良県において発行する朝日新聞に掲載してする。
会社成立の年月日	平成5年7月30日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給排水設備工事、空調設備工事、電気工事、ガス配管工事、土木工事、内装仕上工事業 2. 住宅、店舗の建築、増改築及びリフォーム 3. 防犯、防火、防災及び安全に関する設備の設計及び施工 4. 建具、家具、什器、ユニットバス、システムキッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売 5. 石油、ガスその他燃料の販売 6. 家庭用電気製品の販売及び修理 7. 不動産売買、賃貸、仲介 8. 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉用具貸与 (2) 特定福祉用具販売 9. 介護保険法に基づく次の介護予防サービス事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防福祉用具貸与 (2) 特定介護予防福祉用具販売 10. 前各号に附帯関連する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成23年 4月15日変更 平成23年 4月18日登記</p>
発行可能株式総数	800株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株
株券を発行する旨の定め	<p>当会社の株式については、株券を発行する</p> <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
資本金の額	金1000万円

奈良県橿原市今井町四丁目11番17号
株式会社創造工舎

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成24年 9月15日変更 平成24年 9月26日登記	
役員に関する事項	取締役 阪本 富一	平成30年 9月14日重任 ----- 平成30年10月 9日登記
	取締役 阪本 兼行	平成30年 9月14日重任 ----- 平成30年10月 9日登記
	取締役 阪本 昌子	平成30年 9月14日重任 ----- 平成30年10月 9日登記
	奈良県橿原市今井町一丁目4番3号 代表取締役 阪本 兼行	平成30年 9月14日重任 ----- 平成30年10月 9日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 5月24日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4年 6月15日

奈良地方法務局橿原出張所

登記官

土 井 哲 也

